

令和 9 年度

近江八幡市立幼稚園及び小学校の通園及び通学区域の弾力化制度
利用者募集要項

1 趣旨

通学区域の弾力化制度（以下「制度」という。）は、近江八幡市立幼稚園及び小学校（以下「学校等」という。）の園児数及び児童数の格差是正による学校規模の適正化を図ることと、通園及び通学区域の選択肢を増やすことを目的としています。

この制度は、教育委員会規則で定めている通園及び通学区域（以下「通学区域」という。）を基本として、教育に適した学校規模を確保することに配慮しつつ、通学区域以外の学校等へ通園及び通学できる制度です。

この制度の運用により、通園及び通学における選択肢が増え、保護者や児童のニーズに応じて、あるいは、学校等の教育方針に賛同して学校を選ぶことができます。

つきましては、令和 9 年 4 月からの制度利用者を次のとおり募集します。

2 制度について

近江八幡市立幼稚園及び小学校の通園及び通学区域の弾力化制度実施要綱（平成 25 年 8 月 26 日告示 令和 4 年 4 月 1 日一部改正）のとおり

3 制度利用の申請期間

① 幼稚園 令和 8 年 9 月 7 日（月）から令和 8 年 9 月 30 日（水）まで
ただし、定員に満たない場合は、令和 9 年 3 月 31 日まで随時受け付けます。

② 小学校

一次募集 令和 8 年 10 月 1 日（木）から令和 8 年 11 月 2 日（月）まで

二次募集 令和 8 年 12 月 7 日（月）から令和 9 年 1 月 8 日（金）まで

4 申請書の提出先及び問い合わせ先

① 幼稚園 子ども健康部 幼児課 電話：36－5579

② 小学校 教育委員会事務局 学校教育課 電話：36－5531

ただし、申請期間の内、土・日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は受付できません。

5 その他

・現在の学校で使用されている体操服や通学カバン等の学用品は、転校先の学校で使用することができます。

・この制度を利用して島小学校に通学される場合は、学校から市役所までの通学支援（通学バスの運行）を行う予定です。なお、定員を超える場合は抽選により決定します。運行ルートや時間等、詳細については未定です。